

国立大学法人大分大学における
デジタルサイネージの設置・運用業務
公 募 要 領

令和4年10月
国立大学法人大分大学

国立大学法人大分大学におけるデジタルサイネージの設置・運用に関する仕様書

1 業務の概要

- (1) 大分大学が保有する施設にデジタルサイネージ機器を設置し、大分大学が発信する情報及び外部企業の宣伝広告の運用、維持管理を行う。
- (2) (1) で得られた収入の一部を広告掲載料として大分大学に収める。

2 デジタルサイネージ機器の設置場所

大分大学旦野原キャンパス 学生交流会館 *B-Forêt*
(詳細は別添のとおり)

3 事業期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

ただし、期間満了の3か月前までに書面での申し出がない場合は、1年ごとに自動更新するものとする。

4 運用の時間帯等

- 1 運用の時間帯は、原則として設置場所の営業時間とする。

平日： 8：00～20：00

土曜日： 11：30～15：00

日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は休み

詳細は、大分大学生協生活協同組合 web サイトを参照ください。

<https://kyushu.seikyuu.ne.jp/ooita-coop/info03/index.html#s01>

- 2 座席数 約630席

5 応募資格 (対象者及び資格要件)

次の各号に該当すること。

- (1) 国立大学法人大分大学契約事務取扱規程第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) デジタルサイネージ機器について、大学での設置実績があり、機器の設置、保守及び撤去並びに同機器を利用した広告運用(企画、募集、内容審査、コンテンツ作成、管理等)を実施できること。
- (4) 広告審査について外部審査機構における審査体制を整えており、またその実績があること。※審査基準やパンフレットなどの実態が分かる書類及び審査合格書を提出すること。
- (5) デジタルサイネージのメンテナンス及び緊急時に対応するために、大分県内に事業所があること。

6 広告掲載の条件

広告の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載できない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
- (4) 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
- (5) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (6) 取扱商品等の性質上、一般消費者とのトラブルが想定されるもの
- (7) 風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (8) 貸金業に関するもの
- (9) たばこの広告及び喫煙を促すもの
- (10) 賭博及びギャンブルに関するもの
- (11) 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- (12) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (13) その他掲載する広告として不相当であると認められるもの

7 経費の負担等

- (1) 設置及び運用に必要な全ての費用（設置、保守、撤去等）を負担すること。
- (2) 設置するための場所の貸付料は、徴収しない。
- (3) デジタルサイネージ機器の光熱費は、実費負担とし、本学からの請求に基づき、支払うこと。
- (4) 光熱費のメーター設置に係る費用は、事業者が負担すること。
- (5) 広告掲載料は、年一回4月に前払いとし、一括で所定の期日までに本学に支払うこと。納付された広告掲載料は、本学に責任がある場合を除いて、一切返還しない。
- (6) 新型コロナウイルス感染症等の影響により、デジタルサイネージ機器設置施設の営業日数が平年時より極端に少ない場合は、当該施設に設置した分の広告掲載料支払いについて、協議することができる。

8 その他留意事項

- (1) 契約期間満了後は、速やかに原状回復すること。
- (2) 広告放映の中で、大分大学の情報を大分大学と協議の上定めた割合で、掲載すること。
- (3) 事業者は、広告の内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。なお広告審査においては、事業者及び外部審査機関による審査を行わなければならない。最終的な広告掲載の可否については、大分大学が審査・決定する。

- (4) 事業者は、運用上想定される万一の事故・障害発生に備え、設置工事から事業終了までの期間、対人対物保険等に参加し、デジタルサイネージ機器に起因する事故が発生した場合は、事業者の責任において、適切に対応すること。

9 スケジュール

| 項目 | 期 日 |
|------------------|---------------------------------|
| 公募期間 | 令和4年10月11日(火)～令和4年10月31日(月) |
| 質問受付期間 | 令和4年10月11日(火)～令和4年10月19日(水) 17時 |
| 質問に対する回答期限 | 令和4年10月21日(金) 17時 |
| 参加申込書の提出期限 | 令和4年10月31日(月) 17時 |
| 企画提案書の提出期限 | 令和4年10月31日(月) 17時 |
| 審査(プレゼンテーション) | 令和4年11月 |
| 選考結果通知 | 令和4年11月 |
| 契約手続 | 令和4年12月 |
| 大分大学での広告審査 | 令和5年1～3月 |
| デジタルサイネージ機器の設置完了 | 令和5年3月 |
| 運用開始 | 令和5年4月1日 |

10 企画提案書等

参加申込者は、次のとおり企画提案書及び添付書類を提出すること。

(1) 企画提案書

デジタルサイネージ機器を複数台設置することとし、設置場所、設置方法、設置面積、番組構成、機能、運用等について、提案を行うこと。

(2) 添付書類

① 広告実績一覧(任意様式)

概ね過去5年以内のデジタルサイネージにおける広告運用の実績を記載すること。

② 業務体制表(任意様式)

本業務を受託した場合の業務体制表を提出すること。

③ ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、えるぼし、くるみん、ユースエール等の認定を受けている場合は、その認定通知書等の写し

④ 広告掲載料の見積金額

本業務において、本学に支払う広告掲載料の見積金額(年額)を記載すること。消費税を含む金額とすること。

(3) 提出部数及び提出方法

① 提出部数 15部

②提出方法 郵送又は持参 令和4年10月31日(月) 17時必着

(4) 提出された書類の取扱い等

- ①提案書等の制作及び提出にかかる費用は参加申込者の負担とする。
- ②提出された提案書等は、提出後いかなる理由があっても変更・追加等は認めない。
- ③提出された提案書等は、本学において公募・選定以外の用途に使用しないものとする。
- ④提出された提案書等は、委託事業決定後、委託事業者以外の提案書等は本学で処分する。

1.1 選考方法

委託事業の選定は、「大分大学広報委員会」において行い、企画提案及び見積金額の総合評価により行う。

(1) 審査方法

提出書類及びプレゼンテーションにより審査する。

(2) プレゼンテーションの日程等

日時 令和4年11月(日時は、決定次第連絡する。)

場所 大分大学旦野原キャンパス 本部管理棟第2会議室(予定)

プレゼンテーションの時間 1参加者当たり30分

(説明15分、質疑応答15分)

パソコン等の持込み可(事前に連絡すること)

1.2 各種書類の提出先及び問合せ先

国立大学法人大分大学 総務部総務課 渡邊, 早咲

〒870-1192 大分市大字旦野原700番地

TEL: 097-554-7404, 7376 FAX: 097-554-7413

E-mail: somuhol@oita-u.ac.jp

参加申込書

令和 年 月 日

国立大学法人大分大学 殿

参加申込者

住所

氏名

代表者名

印

担当者（問合せ先）

所属

氏名

連絡先

大分大学におけるデジタルサイネージの設置・運用業務公募要領に関し、参加します。

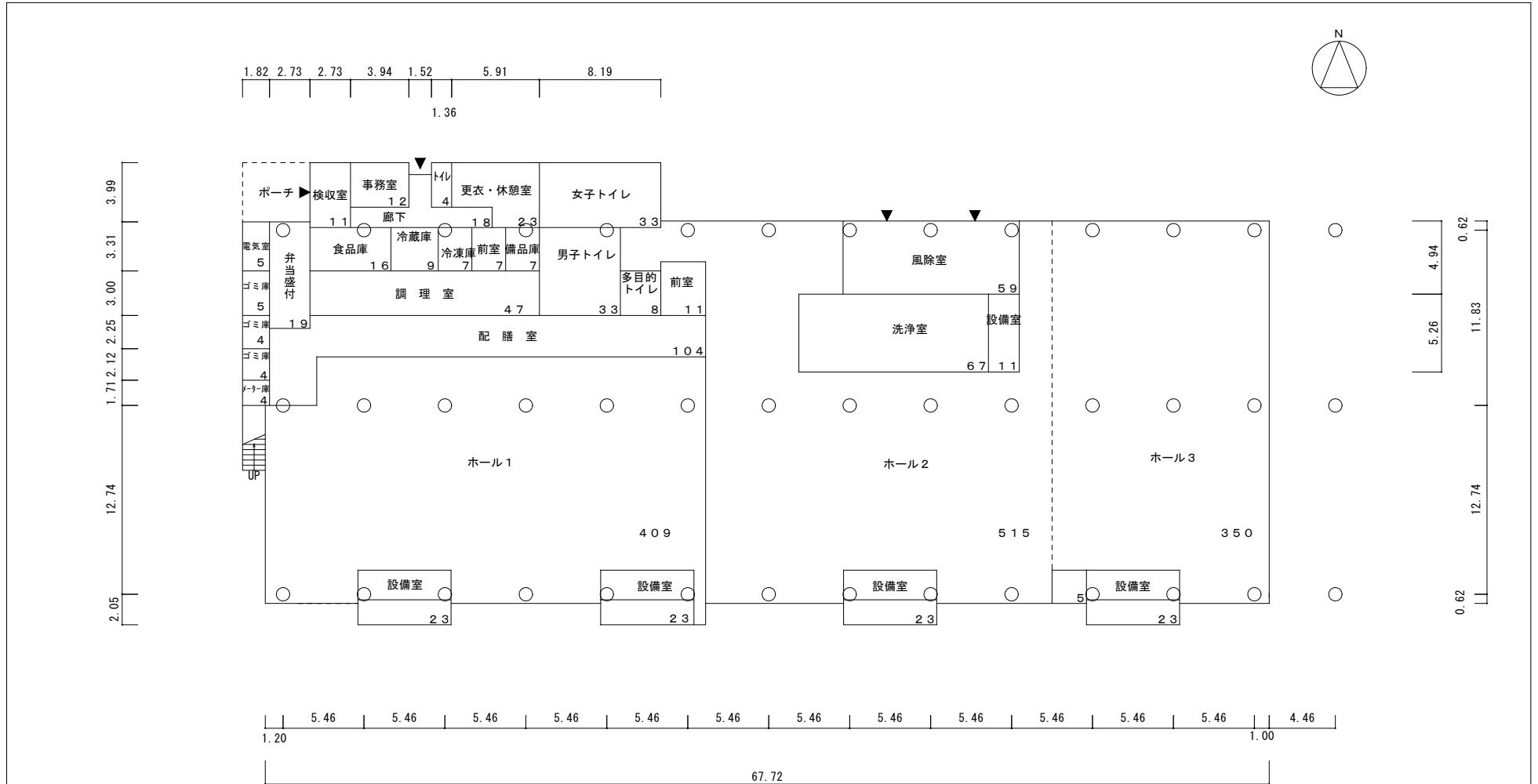
学内図



設置場所

| | | | | |
|------|---------|------|-------|-------|
| 学校番号 | 学 校 名 | 団地番号 | 団 地 名 | 棟 番 号 |
| 0528 | 大 分 大 学 | 001 | 巨野原団地 | 419 |

国立大学等施設実態報告（様式3）



419 1,899㎡ 建 2,259㎡

平面図 1/400

| 棟 名 称 | 建 築 年 | 構 造 階 数 | 面 積 区 分 | | | 面 積 |
|---------------|-------|---------|---------|------|--------|-------|
| | | | 番 号 | 名 称 | 色 区 分 | |
| 福利厚生施設 ビ・フォーレ | 419 | 2016 | W 1 | 6140 | 大学福利施設 | 1,899 |

| | |
|------|--------|
| 整理番号 | 3-69-4 |
|------|--------|